

# 第 2 期津市子ども・子育て支援事業計画の 中間年の見直しについて

令和 4 年 6 月 2 9 日

津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



## 津市子ども・子育て支援事業計画について

平成 24 年 8 月、子ども・子育て支援関連 3 法が制定され、市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定め、子ども・子育て支援の総合的・計画的な推進を図ることとなりました。

津市では、「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を基本理念として掲げ、その実現に向けて、推進すべき取組や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を記載した「津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期計画」）を平成 27 年 3 月に策定しました。また、この第 1 期計画が令和元年度（平成 31 年度）で最終年度を迎えたことから、引き続き計画的に施策を推進するため、令和 2 年 3 月に「第 2 期津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

## 第2期津市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

### ❖ 中間年の見直し

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」）では、計画に定めた「量の見込み」が実際の認定状況と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこととされています。

計画期間：令和2年度から令和6年度の5か年 ⇨ 中間年：令和4年度

（参考）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）（抄）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価  
（略）

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の(一)若しくは四の二の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、二の三の(一)により定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

## 中間年の見直しのための考え方

令和4年3月18日付事務連絡

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について

### ❖ 見直しにあたっての手続き

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議で議論を行うとともに、市－県間で十分連携して対応することが望ましい。

## 「教育・保育」の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

### ❖ 見直しの方法（通知より）

#### 1. 実績値の把握

1号認定子どもの実績値…令和3年4月1日時点の支給認定者数＋私立幼稚園を利用する子どもの数

2号・3号認定子どもの実績値…令和3年4月1日時点の支給認定者数

## 2. 算出した実績値と量の見込み（計画値）の比較

### ❖ 見直しの要否の基準

「実績値（令和3年4月1日時点の認定区分ごとの支給認定者数）」が、「量の見込み」よりも  
10%以上乖離がある場合は、原則として見直しが必要

（実績値／量の見込み $\leq$ 90% 又は 実績値／量の見込み $\geq$ 110%）

- ・形式的に上記の基準はあるものの、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討すること
- ・乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや「量の見込み」の補正を実施するにあたり、当該影響を十分に留意した上で補正すること。

## 3. 乖離の要因分析

<計画策定当時の「量の見込み」の計算式>

「推計児童数」×（「潜在家庭類型」×「利用意向率」）＝量の見込み  
教育・保育ニーズ

▶ 推計児童数 又は 教育・保育ニーズに想定を超えた変化があると、量の見込みと実績値に乖離が生じる

## 4. 量の見込みの補正

乖離が生じた場合は、要因がいずれにあるのかを分析し、量の見込みを再計算（補正）する

### 推計児童数

- ・増減事由の把握（社会増減か自然増減か）
- ・既存の人口推計などのデータの活用 など

### 教育・保育二一ズ

- ・女性の就業率の動向 など

- ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるのかについての分析

- ・「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図ること

## 津市の見直し作業と結果

### 1. 実績値を算出

#### 【基準日】

1号認定子どもの実績値…令和3年5月1日時点の支給認定者数 + 私立幼稚園を利用する子どもの数

※津市においては、これまでも「学校基本調査」の基準日の5月1日を実績確認の基準日としているため。

2号・3号（1・2歳児）認定子どもの実績値…令和3年4月1日時点の支給認定者数

### ❖ 3号（0歳児）認定子どもの基準日

0歳児については、出生に伴い、年度当初から年度末にかけて利用対象者が増加することから、津市においては、年度末における量の見込み数を設定しています。

このことから、令和3年4月1日時点の支給認定者数に代わり、下記のとおり令和4年3月1日を基準日として実績値を算出します（前回の見直しと同様）。

$$\text{実績値} = \text{保育所等を利用する0歳児} + \text{保育所等の利用を希望したが待機※となった0歳児}$$

※私的理由による待機を除く

## 2. 算出した実績値と量の見込み（計画値）の比較

支給認定区分	令和3年度		実績値/計画値	実績値の時点
	計画値	実績値		
1号認定子ども	2,633	2,369	<b>90.0%</b>	R3.5.1
2号認定子ども	3,563	3,873	108.7%	R3.4.1
3号認定子ども	2,857	2,884	100.9%	—
〃 (1・2歳児)	2,226	2,329	104.6%	R3.4.1
〃 (0歳児)	631	555	<b>88.0%</b>	R4.3.1
(参考) 1号認定子ども	2,633	2,444	92.8%	R4.1.1

10%以上の乖離

10%未満の乖離

(参考)

第35回会議資料より



## ❖ 参考

推計児童数について

推計児童数または教育・保育ニーズに変化があると、量の見込みと実績値に乖離が生じることから、推計児童数についても乖離の程度を確認した。

総 数	令和3年				総 数	令和4年			
	計画値	実績値	実績値-計画値	実績/計画値		計画値	実績値	実績値-計画値	実績/計画値
0歳	1,940	1,746	▲ 194	90.0%	0歳	1,906	1,808	▲ 98	94.9%
1・2歳	4,077	3,875	▲ 202	95.0%	1・2歳	4,045	3,690	▲ 355	91.2%
3～5歳	6,420	6,434	14	100.2%	3～5歳	6,285	6,245	▲ 40	99.4%
6～11歳	13,954	13,975	21	100.2%	6～11歳	13,717	13,794	77	100.6%
合 計	26,391	26,030	▲ 361	98.6%	合 計	25,953	25,537	▲ 416	98.4%

資料：住民基本台帳（各年3月31現在）

### 【1号認定子ども】

令和3年5月1日時点における比較においては、90.0%であるが、令和4年1月1日時点における比較は、92.8%であり、一概に大きく乖離している状況と言えない。

### 【2号・3号認定子ども】

10%未満の乖離

※ 0歳児のみで比較すると88.0%であるが、令和4年3月31日現在の0歳人口は1,808人で、前年より62人増しており、今後、実績値が増する可能性がある。

➡ 上記の状況により、「教育・保育」の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直しは不要と考えます。

## 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

### ❖ 見直しの方法（通知より）

「教育・保育」の量の見込みの見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

➡ 津市においては、「教育・保育」の量の見込み及び提供体制の確保の内容の変更を行わないことから、「地域子ども・子育て支援事業」の変更も行いません。